

小田原市公共下水道施設設置基準

小 田 原 市

令和 3年11月(改定)

目 次

まえがき

1、下水道（汚水）施設設置基準

1-1 下水道（汚水）管きよの基本的事項

- 1-1-1 排除方式
- 1-1-2 本管の種類と断面（最小管径）
- 1-1-3 本管の勾配
- 1-1-4 本管の埋設深さと埋設位置
 - (1) 本管の埋設深さ（標準土被り）
 - (2) 本管の埋設位置（離隔距離）
- 1-1-5 下水道管埋設表示
- 1-1-6 本管の基礎
- 1-1-7 堀削及び埋戻し

1-2 人孔（マンホール）の基本的事項

- 1-2-1 マンホールの種類
- 1-2-2 組立マンホールの設計・検討
 - (1) 組立マンホールの配置
 - (2) 本管の合流交点
 - (3) 組立マンホールと本管の落差
 - (4) インバート
- 1-2-3 組立マンホールの設置基準
 - (1) 組立マンホールの構造
 - (2) 組立マンホールの基礎
 - (3) 副管の設置
- 1-2-4 小型マンホールの設置基準
 - (1) 小型マンホールの設置箇所
 - (2) 小型マンホールの構造と本管の接続方法
- 1-2-5 マンホール蓋
 - (1) 組立1号マンホール及び組立特殊1号マンホールの蓋
 - (2) 高機能型マンホール蓋の性能区分
 - (3) 小型マンホールの蓋

1-2-6 開発道路等に新規で公共下水道（本管）を布設する場合

- (1) 管接続の場合の布設方向と取付け角度
- (2) 管接続の場合の継手部の構造
- (3) 割込みマンホールについて

1-3 公共ます及び取付管の基本的事項

1-3-1 公共ますの基本的事項

- (1) 位置及び配置
- (2) 構造及び材質
- (3) 既設公共ますの利用及び廃止
- (4) 公共ますの深さ
- (5) 公共ますの蓋の設置基準
- (6) 公共ますの基礎
- (7) 流入管の深さ

1-3-2 取付管の基本的事項

- (1) 管種
- (2) 管径
- (3) 布設方向と取付け角度
- (4) 勾配
- (5) 取付部の構造
- (6) 取付管の間隔
- (7) マンホールへの接続について

1-4 その他下水道施設設置に際しての注意事項

2、その他の基準

2-1 申請に必要な書類や手続について

2-1-1 図面の書き方について

- (1) 自費工事申請及び物件設置申請時に必要な図面
- (2) 自費工事申請及び物件設置申請による工事完成時に必要な図面
- (3) その他必要な図面
- (4) 公共下水道台帳と作成図面について

2-1-2 土地使用承諾書について

- (1) 土地使用承諾書の必要性について
- (2) 土地証承諾書の扱いについて

2-1-3 変更の対象について

2-2 工事写真及び検査について

2-2-1 工事写真について

2-2-2 検査について

2-3 下水道施設の譲り受けの制限について

2-4 施行者の資格要件について

2-5 抑制施設について

2-5-1 雨水流出抑制施設について

2-5-2 汚水抑制施設について

まえがき

下水道施設は良好な住居環境を確保するために必要不可欠な都市施設となっている。小田原市では、下水道計画の基本方針に基づき、公共用水域の水質の保全及び雨水の適切な排除などを進める目的に下水道施設の整備を推進している。

開発事業及び建築行為に伴う下水道施設の整備を公共事業の基準に適合させることに併せて、小田原市、事業者及びその他関係機関との円滑な調整及び運営を図ることを目的とし、公共下水道管理者以外の者が公共下水道の施設に関する工事を行う際に従わなければならない下水道施設の構造や申請図書作成における基本的な内容をとりまとめ、「小田原市公共下水道施設設置基準」を定めるものである。また、本基準を小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例施行規則第15条に規定する基準とする。

本基準は、本編と資料編から構成されており、本編では下水道施設の基本的な構造の基準や申請方法等について定め、資料編では申請図面の作成例や現場監理の際に注意すべき事項等についてまとめている。下水道法第16条に規定する公共下水道管理者以外の者が下水道施設の工事（以下自費工事という。）を行う場合の申請から完成に至るまで、総合的に網羅した内容となっており、本基準に準拠し所要の手続を行うものとする。

詳細な構造等について、本基準に記載されていない内容は、社団法人日本下水道協会が発行している「下水道施設計画・設計指針と解説」を参考にする。

下水道計画の基本方針

1. 汚水の排除による生活環境の改善
2. 公共用水域の水質保全と健全な水循環の回復、良好な水環境の創造
3. 浸水の防除
4. 持続可能な都市構築への寄与

1 下水道（汚水）施設設置基準

1-1 下水道（汚水）管きよの基本的事項

1-1-1 排除方式

下水道の排除方式は、分流式とする。
雨水、汚水の放流先は、排水可能な施設へ接続するものとし、必要に応じて、開発区域外においても施設の改良、整備を行うものとする。

1-1-2 下水道（汚水）管きよ施設の種類と定義

下水道（汚水）管きよ施設は次の4つに分類され、全て市で管理する。

- ・本管：家庭や工場等から排出される汚水を処理場まで流下させる施設で、一般交通の用に供する道路などに埋設されるもの。
ひとつの本管には複数の本管や取付管を接続させることができる。
- ・人孔：本管のを接合及び会合させるための施設。
取付管を接続させることもできる。
- ・取付管：家庭や工場等の排水を本管に流すための施設で、本管もしくは人孔から分岐し、公共まで設置される管渠。
原則、取付管から他の取付管を分岐させること、取付管を屈曲させることはできない。
- ・公共ます：家庭や工場等の排水が集まる施設で、排水をするための敷地（民地）内に設置されるもの。敷地内の排水設備は公共ますに接続され、公共ますに集まった排水は取付管を経由して本管に流れる。
種別に寄らず道路（市道、私道）に設置することはできない。

1-1-3 本管の種類と断面（最小管径）

本管の種類等は、原則として以下のとおりとする。

種類・・・硬質塩化ビニル管

材料・・・VU管

継手・・・ゴム輪受け口

管径・・・ $\phi 200\text{mm}$ （最小管径）

1-1-4 本管の勾配

本管の勾配は、実流速や本管内の汚物沈殿防止、施工性等を考慮し、硬質塩化ビニル管VU ϕ 200mmにおいては以下のとおりとする。

ただし、現場条件等で困難な場合は、別途協議の上決定する。

標準勾配 3.5‰

最大勾配 4.9.0‰

1-1-5 本管の埋設深さと埋設位置

(1) 本管の埋設深さ（標準土被り）

本管の埋設位置及び深さの決定は、交通量、地下構造物、各管理者の許可条件を考慮して決まるが、標準土被りは、1.5mとする。ただし、将来延伸して施工する可能性のある路線については、下水道管理者と協議し、極力土被りを深く設けるよう考慮する。

なお、本管を公道に布設する場合は、その埋設位置及び深さを道路管理者と協議しなければならない。

また、本管が川底を横断する場合は、その埋設位置及び深さを河川管理者と協議しなければならない。

取出しを行う既設管路の埋設深さが浅く、道路管理者の占用許可基準で明記されている土被りに満たない場合は、荷重による管の耐荷力を検討し、管の防護工を行う。その際、埋設シートが路盤の中に入らないようにする。

(2) 管きよの埋設位置（離隔距離）

他の企業者、管理者（ガス、水道、NTT、東電等）の埋設物との離隔距離については、原則平面距離30cm以上とし各管理者と協議する。

新設の下水道管きよの離隔距離を図面で明示する。

1-1-6 下水道管理表示

下水道管の埋設にあたり、埋設シートにより、埋設表示を行う。

埋設標識は、地中に布設した下水道管が、道路工事等に伴う掘削作業時に損

傷を受けることのないよう、埋設位置の表示をすると共に、埋設管の管理者等を明示することを目的とする。

適用範囲：埋設する下水道（汚水）本管、取付管

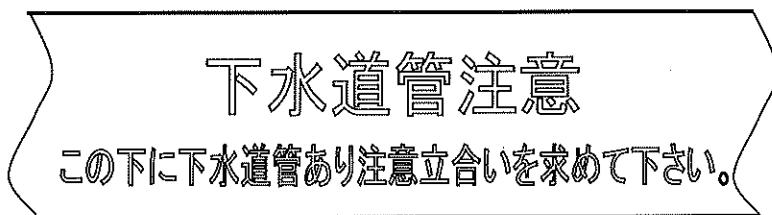
明示位置：管上30cm

シート幅：本管は幅40cm、取付管は幅15cm

色：地色＝茶、文字＝白

設置方法：折込構造（2倍）

文字：次のとおりとする



1-1-7 本管の基礎

本管の基礎は硬質塩化ビニル管の場合、以下を標準とする。

基礎の種類・・・砂基礎（RC-10）

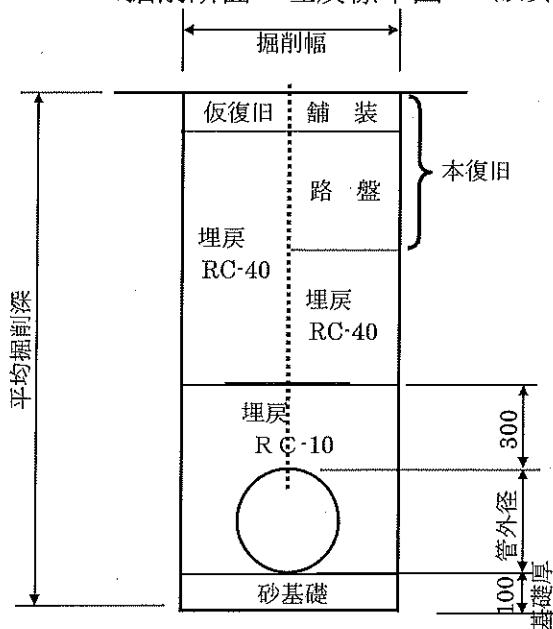
基礎の厚さ・・・ $t = 10\text{ cm}$ （最小基礎厚）

基礎の幅・・・掘削幅

地下水が高い現場など砂基礎の施工が難しい場合には管台として土のうの設置を可能とする。ただし、管路のたわみを防ぐため、継手部だけではなく直管部分にも適宜土のうを設置する。

1-1-8 挖削及び埋戻し

<掘削断面の埋戻標準図> (硬質塩化ビニル管の場合)



掘削深さが1.5mを超える場合は、土留工を行う。

掘削幅は口径、掘削機械、山留工の有無等の施工状況を考慮し、決定する。

(資料編 標準的な掘削幅)

管保護のため管上30cmまでの部分をRC-10にて入念に埋め戻す。

その上面は原則RC-40を用いて底面より一層厚20cm以下で転圧しながら仮復旧の下まで埋め戻す。

本復旧及び仮復旧の舗装構成復旧範囲等については道路管理者の指示に従う。

4-1-9 地下水の高い場所における使用材料

地下水位が高い場所では、基礎材および埋戻材に碎石(RC40)を用いることが有効であることから、原則的に第208、209処理分区(柏山・曾比ほか)及び、その他地下水位の高い箇所ではリブ付硬質塩化ビニル管(リブ管)を採用する。リブ管から取付管を分岐する場合は、専用の継手材料を使用する。

1-2 人孔（マンホール）の基本的事項

1-2-1 マンホールの種類

呼び方	形状・寸法	備考
組立 1号マンホール	内径90cm円形	資料編 参考図3
組立特殊 1号マンホール	内径60×90楕円形	
小型マンホール	内径30×30円形	資料編 参考図4

新規で設置するマンホールは、組立1号マンホールを設置することを原則とし、現場条件等でこれに依り難い場合は、組立特殊1号マンホールや小型マンホールを協議の上設置することができる。

※0号マンホールは人と機械が入って作業することが難しく、維持管理上支障があるため使用しない

※1号人孔は本管径400mm以下まで採用可とし、それ以上の場合は1号人孔よりも大きな形状のマンホールを設置する

1-2-2 組立マンホールの設計・検討

(1) 組立マンホールの配置

組立マンホールは本管の起点（末端部）及び方向または勾配が著しく変化する箇所、本管径等の変化する箇所、段差の生ずる箇所、本管の会合（合流）する箇所に設ける。

また、本管の直線部のマンホール最大間隔は、組立1号マンホール間は75m以内、組立1号マンホールと小型マンホール間は50m以内とする。

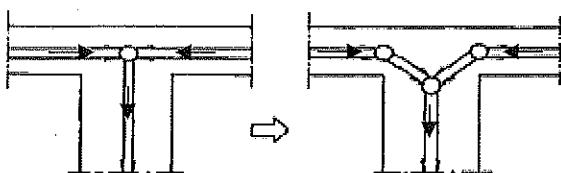
(2) 本管の合流交点

本管の接合角度は中心交角60°までとする。

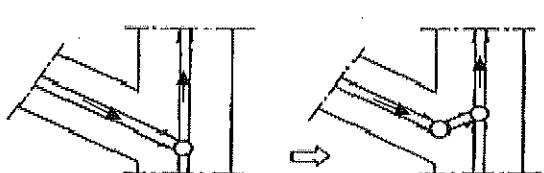
道路幅員や地下埋設物の障害などがある場合は90°まで大きくすることができる。

ただし、本線に接続する枝線は、マンホール内で落差を設けるなど流下を阻害しないよう対処をする。

対向する管きよが合流して曲折する場合



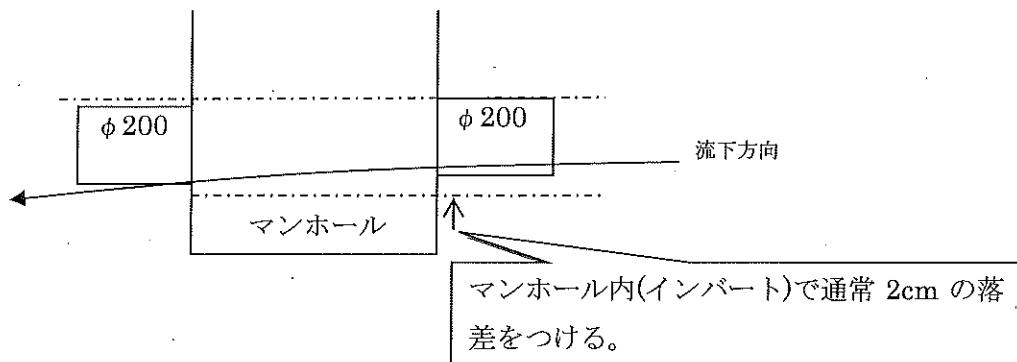
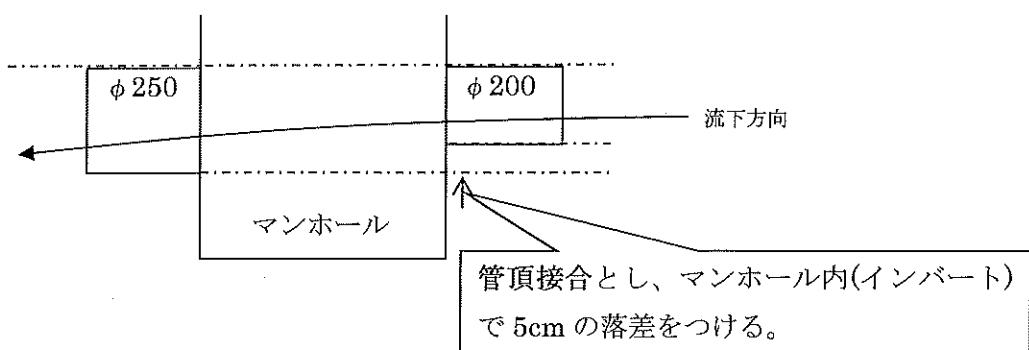
管きよが鋭角で曲折する場合



(3) 組立マンホールと本管の落差

マンホールの縦断落差は 2 cm を標準とする。

ただし、上流側と下流側とで管径が変わるのは、管頂接合を原則とする。

通常の落差($\phi 200 \rightarrow \phi 200$)管径が変わる場合 ($\phi 200 \rightarrow \phi 250$)

(4) インバート

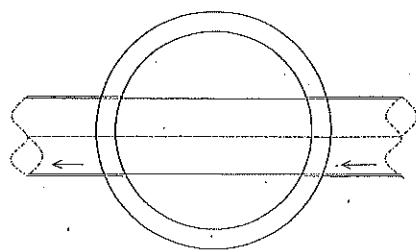
底部には本管の状況に応じたインバートを設ける。

インバート高さは $3/4 \phi$ mm とする。

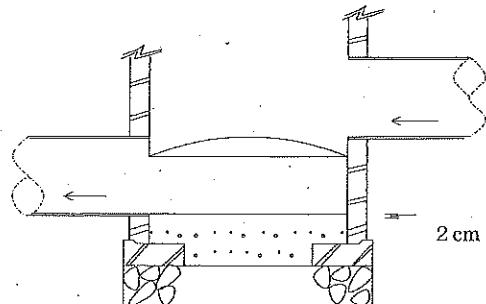
インバートの勾配は原則 10 % とする。

インバート標準図

- ◎ マンホール内において落差が 2 cm 以上ある場合



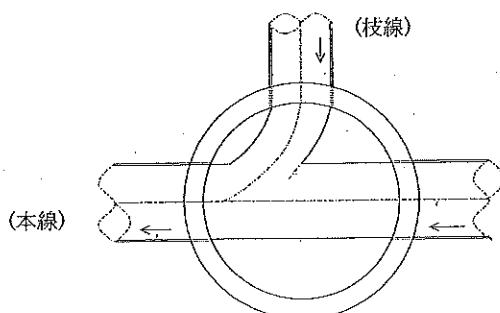
平面図



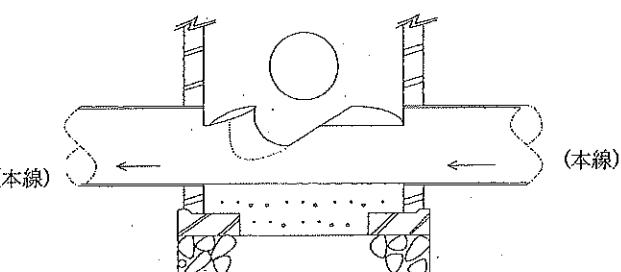
断面図

- ◎ 本線上に枝線が合流する場合（落差 2 cm 以上）

本線上流の管底の高さよりも、枝線の管底が高くなるようにする



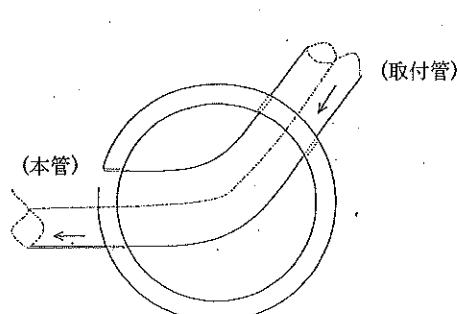
平面図



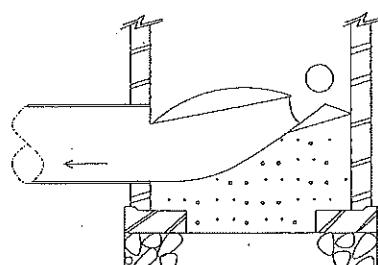
断面図

- ◎ 最終マンホールに取付管を接続する場合

管頂接合もしくはそれよりも高い位置で接続する

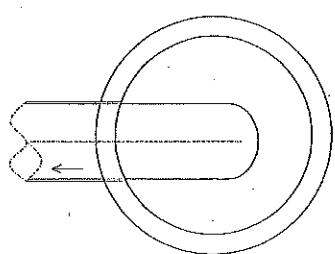


平面図

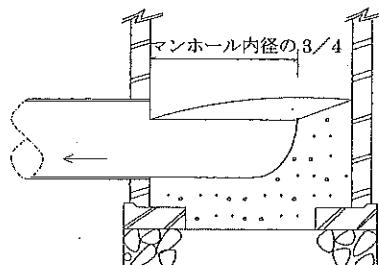


断面図

◎ 最終マンホールのインパート処理



平面図



断面図

1 - 2 - 3 組立マンホールの設置基準

(1) 組立マンホールの構造

- ① ステップ（足掛け金物）はノーブレン・ステップとし、30cmピッチで設置し、最下段については、インパート部分より60cm以上の段差にならないように設置する。
- ② ステップの取付位置は、下流側を原則とする。
- ③ マンホールの深さにかかわらず、蓋の受枠部分に転落防止の梯子を設置する。
- ④ マンホールの斜壁については、H=450または、H=600を使用し、必要に応じ調整リングを設ける。
- ⑤ マンホールと本管の接合部は、耐震性、水密性の優れた構造とするため、マンホール用可とう継手を設置する。

(2) 組立マンホールの基礎

組立マンホールの基礎は、再生碎石（RC-40）厚さ20cmを標準とするが、地下水位が高く施工性が確保できない場合は栗石とする。

(3) 副管の設置

マンホール内で、流入本管と流出本管に落差 60 cm 以上ある場合は、流下量に応じた副管をマンホールに設ける。副管は、原則としてマンホールの内側に設置する(内副管)。副管はスリムタイプを原則とし、点検口を必ず設置する。

(資料編 参考図 5)

ただし、マンホール内の管理に支障が生じ場合は別途協議の上、マンホールの外側に設置する(外副管)。

本管径 (mm)	副管径 (mm)	備考
300	200	
250	200	
200	150	
150	100	スリムタイプ使用不可

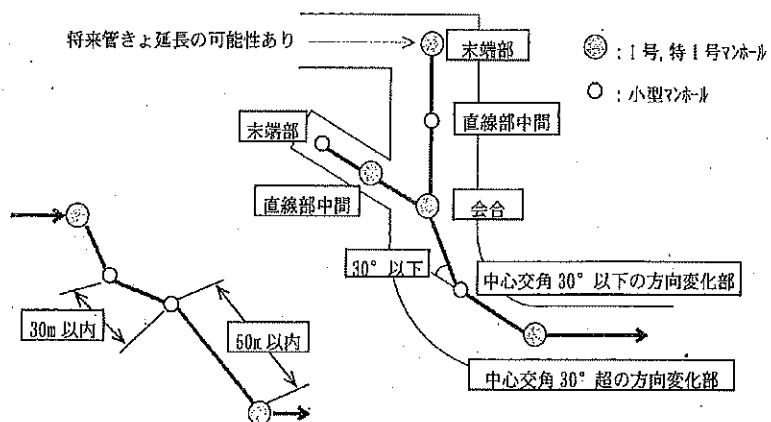
1-2-4 小型マンホールの設置基準

(1) 小型マンホールの設置箇所

区分	基 準
小型マンホール 設置箇所	狭あい道路(概ね 2 m 未満の道路)で組立特殊 1 号マンホールの設置が困難な箇所 地下埋設物が輻輳し、組立特殊 1 号マンホールの設置が困難な箇所 将来管きょ延長が見込まれない末端部 中心交角 30° 以下の方向変化部及び直線部中間 下水道管理者と協議し、設置可能と判断した場合に限り、連続して設置することができ、設置間隔は最大 30 m とする
小型マンホール 設置禁止箇所	上記以外の箇所 会合部 上・下流側の管底高に 60 cm 以上の段差が生じる箇所

※将来下水道本管が延伸する可能性があるが、1号マンホールの設置が困難な場合などは、小型マンホールの設置は可能とするが、小型マンホールから先に本管を延伸できるように中間用のものを使用し、キャップ等で地下水が浸入しないようにする。

[小型マンホール設置モデル図]



(2) 小型マンホールの構造と本管の接続方法

小型マンホールの深さは、原則2.0mまでとする。

小型マンホールに本管や取付管を接続する場合は、小型マンホール底部に接続のための受け口等がついた製品を使用し、ゴム輪受け口に自在曲管で接続する。立上り部に削孔して、接続することは原則行うことはできない。

防護蓋方式ではマンホールや蓋の沈下が予測される箇所や国道及び県道の車道箇所はレジン製小型マンホールを使用する。

※1号マンホールの設置が困難な場所で小型人孔を設置する場合、原則落差を設けることはできない。（立上り部に削孔することになるため）

1-2-5 マンホール蓋の設置基準

マンホール蓋は小田原市デザインのものを使用する（高機能型を除く）。また設置方法はマンホール蓋の種類を問わず、ヒンジ部分が本管の下流側になるようにする。

(1) 組立1号マンホール及び組立特殊1号マンホールの蓋

荷重区分

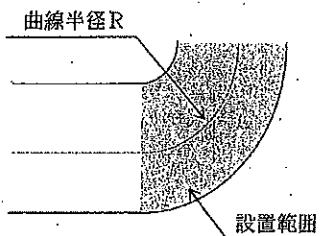
区 分	基 準
T-25	車道幅員5.5m以上及び国県道並びに幹線市道の車道 ※5.5m未満であっても一方通行道路等で大型車両の通行があり、交通量の多い道路及び拡幅計画道路はT-25とする。
T-14	車道幅員5.5m未満及び歩道

性能区分

区 分	基 準
高機能型	国県道及び屈曲部・交差点・坂道の車道並びに耐腐食箇所
一般型	上記以外の箇所

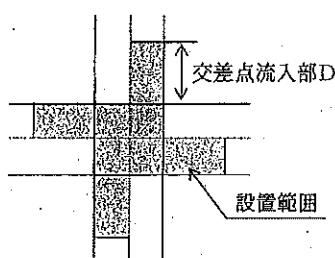
(2) 高機能型マンホール蓋の性能区分

○屈曲部



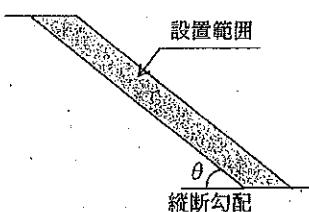
基 準	
制限速度	設置範囲 (曲線半径R)
60km/hr	200m 未満
50km/hr	150m 未満
40km/hr	100m 未満
30km/hr	65m 未満
20km/hr	30m 未満

○交差点



基 準	
制限速度	設置範囲 (交差点流入部D)
60km/hr	75m 以上 (最短 75m)
50km/hr	55m 以上 (最短 55m)
40km/hr	40m 以上 (最短 40m)
30km/hr	30m 以上 (最短 30m)
20km/hr	20m 以上 (最短 20m)

○坂道



基 準	
制限速度	設置範囲 (縦断勾配θ)
60km/hr	5%以上
50km/hr	6%以上
40km/hr	7%以上
30km/hr	8%以上
20km/hr	9%以上

○耐腐食

種 類	基 準
耐腐食用 グランドマンホール	大規模下水処理場 温泉地 皮革工業地域 圧送ポンプ開放地

(3) 小型マンホールの蓋

区分	基 準
直接蓋方式	レジン製小型マンホールを設置する箇所
防護蓋方式	上記以外の箇所

1-2-6 既設本管の新設管渠との接続部の構造について

管渠を新設する予定の位置付近にマンホールが有る場合は、既設マンホールに接続するものとし、それ以外の場合には管接続することができる。

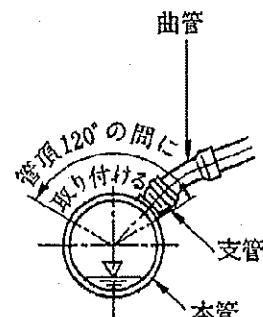
(資料編 標準図)

管接続の場合は、接続した位置に近い場所で、新設する道路の起点から5m以内に組立マンホールを設置する。接続点から新設する道路内に設置する人孔にかけて縦断勾配が著しく変化する場合に限り、当該スパンにおいて勾配の変化点に入孔ではなく曲管を使用することを認める。(資料編 参考図6)

(1) 管接続の場合の布設方向と取付け角度

布設方向は本管に対して直角、かつ、直線的に布設する。

取付け角度は本管の中心より 30° 上方に設けることを原則とし、地下埋設物等の状況により、これに依り難い場合は下水道管理者と協議により決定する。



(2) 管接続の場合の継手部の構造

管接続の部分は可とう支管継手を使用する。

本管と新設管が同じ口径の場合は、同径支管を使用する。

ただし、同径の陶管に新設管を接続する場合は既設管を切断し、陶管から塩ビ管にやりとり可能な継手を既設管に設置し、T字管により分岐する。

(3) 割込みマンホールについて

本管の管接続1箇所当たり40戸以上の専用住宅が接続される場合、割込みマンホールを設置し接続するものとするが、既設本管が陶管の場合は施工が難しいため、下水道管理者と協議により構造を決定する。(資料編 参考図9)

1-3 公共ます及び取付管の基本的事項

1-3-1 公共ますの基本的事項

(1) 位置及び配置

公共ますの設置位置は、官民境界より1m以内、宅盤高さ1m以内の民有地への設置を原則とする。既存の公共ますが既存の道路（市道、私道問わず）内や開発事業により帰属される道路内に残ってしまう場合には、既存の公共ますは廃止しなければならない。配置は1宅地につき1箇所を原則とし、土地利用が図られない場所に新たに公共ますを設置することはできない。

(2) 構造及び材質

公共ますの構造は、内径 $\phi 200\text{mm}$ の塩化ビニル製を標準とし、横型または縦型（ドロップ式）を現場条件により使い分けることとする。

公共ますの内径は取付管の口径よりも大きくしなければならない。（取付管の口径が $\phi 200\text{mm}$ の場合、公共ますの口径は $\phi 300\text{mm}$ とする。）

※開発分譲地に公共ますを設置する場合などは、排水設備をどの方向から接続するか未確定であるため、3方向分岐タイプの公共ますとする。

既存の浄化槽から公共ますへの切り替えを行う場合などは、排水設備を公共ますに接続する方法が確定できるため、接続する方向のみに接続口が付いたタイプの公共ますを使用する。

(3) 既設公共ますの利用及び廃止

既設公共ますを利用する計画で、その内径が $\phi 300\text{mm}$ または、 $\phi 200\text{mm}$ （塩ビ製）の場合はそのまま利用することができるが、内径 $\phi 600\text{mm}$ または、 $\phi 450\text{mm}$ （コンクリート製等）の場合は、雨水浸入防止の観点から、塩ビ製（内径 $\phi 200\text{mm}$ ）の公共ますに交換する。

土地利用を図る予定区域の中に既設公共ますが複数あり、そのうち利用しない公共ますがある場合は、廃止することができる。利用しない既設公共ますを廃止せず、その構造が内径 $\phi 600\text{mm}$ または、 $\phi 450\text{mm}$ （コンクリート製等）の場合は、塩ビ製（内径 $\phi 200\text{mm}$ ）の公共ますに交換する。

既設公共ますを廃止する場合は、取付管の支管部より撤去するとともに、キャップしてコンクリート巻にする防護措置を行う。（資料編 参考図8）

コンクリートの被りについては、管外側から厚さ10cmを基準とする。

水路等構造物の下に埋設されている部分は撤去することができないため、既設管の両側を閉止するとともに内部をモルタル等で充填する。

その他現場条件により、撤去が困難な場合は、下水道管理者と協議する。

(4) 公共ますの深さ

公共ますの深さは、蓋上部から底部（汚水が流れる部分）までの距離とし、

1. 0mを基本とする。

特に、開発事業における分譲などの場合は、想定される排水設備の深さや勾配を考慮して公共ますの深さを計画する必要があるので注意が必要。

（参考）排水設備の基準である「排水設備の設計・施工」では、排水管φ100の場合、標準勾配2.0%、最低土被り20cmと規定されている。

土地利用を図る対象地がフラットと仮定すると、排水管の延長が35m以上の場合には1.0m以上の公共ますの深さが必要となる。

深さが1.5mを超える場合はφ300mmの塩化ビニル製とする。また、土地の形状や建物の内容等によってさらに深くなる場合や、多量の汚水が見込まれる場合は構造について下水道管理者と協議する。

(5) 公共ますの蓋の設置基準

公共ますの蓋は小田原市デザインのものを使用する。

蓋の材質は鋳鉄製を標準とし、確実に車両が乗らない土地利用計画の場合は塩化ビニル製とすることができる。また、重量車両が通過する箇所については防護蓋による構造とする。（資料編 参照図8）

既設公共ます利用で樹脂製の蓋が設置されていた場合は、土地利用計画により、必要に応じて鋳鉄製もしくは防護蓋に交換する。

(6) 公共ますの基礎

公共ますの基礎は、再生砂（RC-10）厚さ10cmを標準とする。

(7) 流入管の太さ

小田原市の排水設備の基準に従う。

1-3-2 取付管の基本事項

(1) 管種

硬質塩化ビニル管（VU）を使用し、継手は片受けゴム輪受口を原則とする。

(2) 管径

最小取付管径は $\phi 150\text{ mm}$ とし、多量の汚水が見込まれる場合は下水道管理者と協議する。

(3) 布設方向と取付け角度

本管の管接続の場合と同様とする。

(4) 勾配

10%以上とする。

(5) 本管と取付管の接続部の構造

可とう支管継手を標準とする。

取付管を接続する箇所の本管が更生工事を実施していた場合は、更生管に対応した可とう支管継手を標準とする。なお、本管が更生工事を実施している場合は、公共下水道台帳の管種に「更生」と書かれてあるので、公共下水道台帳を確認して、材料を選定する。

(6) 取付管の間隔

新規で設置する場合は、隣接する取付管との間隔（取付管の中心間の距離）を1.0m以上とする。人孔の接続部分から取付管の中心までの距離も同様に1.0m以上離す。また、近接して既設の取付管がある場合、既設の取付管と新設の取付管を申請図面に明示する。

(7) マンホールへの接続について

組立1号マンホール及び組立特殊1号マンホールの接続は2箇所までとする。複数の取付管をマンホール接続する場合は、高低差をつける等構造上問題のないようにする。

(8) 取付管の基礎

本管と同様、砂基礎を10cm設ける。

1-4 路面復旧について

道路上で掘削を伴う管きよの新設を行う場合には、一時的に仮復旧を行った後、路面復旧を行うこととなる。仮復旧の舗装厚、本復旧の範囲、本復旧の舗装構成等については、各道路管理者の指示に従い対応する。

1-5 その他下水道施設設置に際しての注意事項

- ・使用材料は原則、日本下水道協会規格（JSWAS）のものとし、規格にない材料の使用については、下水道管理者と協議により決定する。
- ・下水道管の占用位置や施設の構造は道路管理者が許可する内容に従う。特に、たぬき掘り及びえぐり掘りは行うことはできないため、側溝等の構造物の下部に下水道管を布設する際は、さや管を設置するなどの処置が必要となるので注意する。
さや管を設置した場合には本管とさや管の間の空隙をモルタル等で充填するとともに、さや管の設置状況やモルタルの充填状況など、完成後の不可視部分が工事写真で確認できるよう管理する。
- ・本管及び取付管は、原則本管から分岐するものとする。

2、その他の基準

2-1 申請に必要な書類や手続について

自費工事を行う場合及び、小田原市公共下水道物件設置等許可申請書の提出が必要な工事を行う場合（以下、物件設置申請）、小田原市下水道条例施行規程に基づき必要な書類を提出する。

申請書類に記載する住所は公図の表記と合わせる。住居表示は不可とし、小字名まで記載する。複数対象地番が存在する場合は代表地番ほかで記載する。

記載例) 小田原市 南町一丁目950番5 地先

小田原市 蓮正寺字柳田1200番3 地先ほか

標準的な工事で着工前に必要な書類	備考
小田原市公共下水道物件設置等許可申請書	市街化調整区域における施行の場合必要
小田原市公共下水道施設工事施行等承認申請書	全ての自費工事で必要
事業計画書	全ての自費工事で必要
位置図	全ての自費工事で必要
計画平面図	全ての自費工事で必要
施設縦断図	本管を設置しない場合は不要
施設横断図	全ての自費工事で必要
施設構造図	全ての自費工事で必要
公図写	全ての自費工事で必要
公共下水道台帳	全ての自費工事で必要
土地使用承諾書	「2-1-2土地使用承諾書について」に該当する場合は必要
道路占用掘削申請書	市道の占用掘削が伴う場合は必要 (内容確認後返却します)

標準的な工事で完成時に必要な書類	備考
完成報告書兼下水道施設無償譲渡申出書	全ての自費工事で必要
完成報告書	市に譲渡する施設が無い場合に必要
事業計画書	全ての自費工事で必要
位置図	全ての自費工事で必要
計画平面図	全ての自費工事で必要
施設縦断図	本管を設置しない場合は不要
施設横断図	全ての自費工事で必要
施設構造図	全ての自費工事で必要
公図写	全ての自費工事で必要
公共下水道台帳	全ての自費工事で必要
工事写真	全ての自費工事で必要
道路占用掘削許可書(本書)	市道の占用掘削が伴う場合は必要

2-1-1 図面の書き方について

(資料編 人孔・取付管の平面図の書き方、参考図1～9)

各申請段階で必要な図面には小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例施行規則で必要とされている内容に加え、次に示す内容を記載して提出する。

(1) 自費工事申請及び物件設置申請時に必要な図面

平面図と縦断図にNo.0～人孔番号を付しこれを側点とし、既設の下水道管に近い方を若い番号とする。

また、図面は次の内容が確認できるように作成する。

- ・計画平面図：管径、勾配、人孔間距離、人孔種類、
 - 人孔オフセット（道路端部からの離れ）、
 - 取付管の接続部分から公共までの中心までの距離と、
 - 取付管の上流入孔から接続部分まで距離を記載する。（施工後の延長を記載する。例えば、公共までののみ入替を行った場合、0mではなくもともと公共下水道台帳に記載されていた数値を記載する。）
- また、工事対象の公共まずは工事の内容（新設・本体入替・蓋交換・撤去等）・種類・大きさ・蓋のタイプを明記する。
 - 取付管及び公共ますに関する項目は1箇所ごとに記載する。
 - 平面図は土地利用計画図や排水施設計画図により兼ねることを可能とするが、上記必要事項を全て網羅するとともに、排水施設の内容が見やすいよう工夫する。
- ・施設縦断図：側点、追加距離、地盤高、管底高、土被り、人孔間距離、勾配、管径を記載する。
 - 縦断計画は下水道台帳に記載されている既設管路の管底高さを基準とする。（任意の高さとはしない）
 - 本管を整備しない場合は不要。
- ・施設横断図：新設施設、既存施設、他企業埋設物等の位置を図示する。

路面復旧を行う場合、舗装構成・舗装範囲を明記する。

- 施設構造図：寸法や使用材料などを図示する。

路面復旧を行う場合、舗装範囲を明記する。

(2) 自費工事申請及び物件設置申請による工事完成時に必要な図面

実施平面図、実施縦断図、実施横断図、実施構造図

自費工事申請時の図面と必要な記載内容は同様とする。申請時の数値や寸法を黒書きで残し、出来形が計画と異なる場合には朱書きで記載し、違いがわかるように作成する。

実施縦断は計画時点同様、公共下水道台帳に記載されている既設管路の管底高さを基準とする。(任意の高さとはしない)

(3) その他必要な図面

公共下水道台帳及び公図写には、事業区域を赤書き実線、区画割を赤書き点線とし、下水道施設の位置を次の方法により明示する。

- 新設される施設：赤書き実線
- 撤去される施設：黒書きされた既存施設に赤書きで×
- 改築される施設（公共ますや蓋の入替）：黒書きされた既存施設に赤書きで○

(4) 公共下水道台帳と作成図面について

土地利用を図る予定区域にある公共下水道の施設は利用の有無に関わらず、全て計画図面に記載する。

公共下水道台帳と現地の整備状況は事業を計画する者が確認することを原則とするが、まれに公共下水道台帳と現地の整備状況が異なる場合があるので、その場合は下水道管理者と協議し、次のとおり対応する。

(資料編 公共下水道台帳の書き方 (記載例))

<公共下水道台帳と現地の整備状況が異なる場合の対応>

		事業計画で利用する場合	事業計画で利用しない場合
台帳なし 現地あり	公共下水道へ接続されている場合	<ul style="list-style-type: none"> ・利用可能 ・計画平面図、実施平面図、公共下水道台帳に、対象施設を赤書き点線で明記するとともに「台帳もれ」と記載する 	<ul style="list-style-type: none"> ・1-3-1(3)に従い、既存下水道施設を扱う。(廃止や公共までの入替等) ・計画平面図、実施平面図、公共下水道台帳に対象施設を赤書き点線で明記するとともに「台帳もれ」と記載する。
	公共下水道へ接続されていない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・不可 	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水等に接続されているため、下水道への申請等は不要
台帳あり 現地なし	本管から取付管の分岐が確認できる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・利用可能 ・ただし、現地に公共ますが設置されているか、取付管がどこまで残っているかは確認できない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1-3-1(3)に従い、既存下水道施設を扱う。(廃止や公共までの入替等) ・計画平面図、実施平面図、公共下水道台帳に対象施設を赤書き点線で明記するとともに「現地なし」と記載する
	本管から取付管の分岐が確認できない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・不可 	<ul style="list-style-type: none"> ・すでに廃止されたものとして扱う ・計画平面図、実施平面図、公共下水道台帳に対象施設を赤書き点線で明記するとともに「現地なし」と記載する

2-1-2 土地使用承諾書について

(1) 土地使用承諾書の必要性について

官地から個人の敷地に公共ますを設置する際に申請者と土地所有者が異なる場合には自費工事の申請書に土地所有者の記名、押印を必要とする。

また、次の場合は資料編に定める土地使用承諾書に対象地の所有者を確認するための書類（登記事項証明書等）を添え、小田原市公共下水道施設工事施行等承認申請書に添付して提出する。（資料編 土地使用承諾書）

- ・公共ますを設置する予定の土地所有者以外の者が所有する土地に新たに下水道施設を設置する場合
- ・個人が所有する土地の中に本管を布設する場合

※開発行為で帰属される道路に新設の下水道管が設置される場合を除く

公共ますを設置する対象地の前面の道路が公図上地番表示されている場合でその土地が個人所有の場合は前述の通り土地使用承諾書を必要とするが、官地である場合はその土地が官地であることを証明する書類（境界確定図もしくは登記事項証明書等）を添付する。

(2) 土地使用承諾書の扱いについて

対象土地の所有権を有する全ての者の承諾が必要であり、土地所有者が住所、氏名を自筆で記入し、押印（認印可）した土地使用承諾書に加え、対象となる土地の所有権を確認するため公図写と全部事項証明書を提出する。

2-1-3 変更の対象について

小田原市下水道条例施行規程に基づく変更の対象については、当初の申請内容に対し、次の内容を変更する場合に申請書の提出を要する。変更申請書は原則として、変更する予定の内容で現地施工する前に提出する。

次の項目に該当しない場合は、変更申請は不要とするが、工事完成時に必要な図面に実施状況や出来形を明記し提出する。

- ・本管及び取付管の口径、人孔や公共ますの大きさを変える場合
- ・本管の埋設位置（ルート）を変更する場合
- ・公共ますの新設、増減設及び廃止を行う場合
- ・本管及び取付管の取出し位置を大幅に変更する場合
- ・管路の埋設深さ、勾配を大幅に変更する場合

※取出し位置の変更、管路の埋設深さ、勾配を大幅に変更する場合、変更申請の必要性については下水道管理者との協議により決定する。

2-2 工事写真及び検査について

2-2-1 工事写真について

工事完成時に必要な図書として工事写真を提出する。

工事写真は、各工種の施工前・施工中・施工後の確認が十分できるようにする。特に完成後不可視となる部分は申請書の内容の履行状況が確認できるよう撮影する。（資料編 工事写真に関する注意事項）

2-2-2 検査について

工事が完成した際には完成時に必要な書類を提出後、下水道管理者による完成検査を受ける。下水道管理者は本基準及び工事検査チェックシートに基づき検査を実施する。（資料編 工事検査チェックシート）

路面復旧する工事の場合、路面復旧の範囲内に設置される下水道施設を対象として、路面復旧の前に中間検査を実施する。中間検査の日程については、事前に下水道管理者と日程調整を行う。

完成検査及び中間検査の際には、設置した全ての施設の蓋が開閉できる状態にするとともに、管路の状態を確認するための鏡・ライトと流化能力を確認するための水を準備する。

2-3 下水道施設の譲り受けの制限について

民地からの下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設は排水設備と呼ばれ、個人・法人が私費をもって設置し、管理を行うものである。(下水道法第10条)

下水道施設が明らかに個人の専用通路に設置される場合などは排水設備に該当するため、市で譲り受けることはできない。

2-4 抑制施設について

2-5 施行者の資格要件について

工事の施工に関する品質や出来形を保証するため、自費工事における設計者もしくは工事予定者は建設業法第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者とする。また、公共ます等の設置に関する要綱に基づく工事における施行者は、建設業法第三条第一項の許可を受けて建設業を営む者もしくは小田原市公共下水道排水設備工事店規則で定める指定工事店とする。

2-5-1 雨水流出抑制施設について

開発面積5,000m²を超えるもの、又は排水によって、開発区域及びその周辺の地域、もしくは、放流先の排水能力により下流部に溢水等による被害が生じることが予想される場合は、別に定める雨水流出抑制施設設置基準により、雨水流出抑制施設を設置し、排出量の調整を行う。

なお、次に該当する場合は浸透施設の適用を除外する。

- ・浸透施設を設置する事により、地盤の安定性が損なわれる恐れのある区域
(例 宅地造成工事規制区域など)
- ・放流先の排水施設や地下水位等の状況により、浸透施設の設置が不適切であると認められる区域。

2-5-2 汚水抑制施設について

以下に該当する開発事業等を行う場合は、別に定める汚水抑制施設設置基準により排出量の調整を行う。

- ① 計画される汚水量が、1日当たり 50 m³を超える場合。
- ② 計画される汚水量が、本市計画汚水量の1.5倍を超える場合。
- ③ 周辺の下水道施設の状況から、特に当該汚水の排出量を調整する必要があると認めた場合。